

## ■利用者負担額（保育料）等のご案内

### ・利用者負担額（保育料）の算定方法について

保育所、認定こども園、地域型保育施設の利用者負担額（保育料）は、保護者の所得や世帯状況などに応じて市が決定します。利用者負担額（保育料）の階層は、原則として父母とみなされる方の合算した市民税所得割額により決定します。

- ・父母とみなされる方が非課税で同居の者がいる場合は、家計の最多課税者の市民税所得割額により決定します。
- ・保育施設の種類、市内・市外に関わらず、ふじみ野市において教育・保育給付認定を受けた方は、下記の市の基準により保育料を算出します。

### ・利用者負担額（月額）基準表

・年齢は、4月1日現在の年齢です。

世帯の階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
区分	市民税所得割課税額等	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	無料	
B	市民税非課税	0円	0円		
C	均等割のみ	5,000円	4,800円		
D1	10,000円未満	8,900円	8,700円		
D2	30,000円未満	10,300円	10,100円		
D3	48,600円未満	13,100円	12,700円		
D4	60,000円未満	15,900円	15,500円		
D5	97,000円未満	18,700円	18,300円		
D6	120,000円未満	21,500円	20,900円		
D7	169,000円未満	24,400円	23,800円		
D8	200,000円未満	30,000円	29,100円		
D9	220,000円未満	35,600円	34,700円		
D10	240,000円未満	41,300円	40,400円		
D11	260,000円未満	42,700円	41,800円		
D12	280,000円未満	44,100円	43,200円		
D13	301,000円未満	45,500円	44,600円		
D14	310,000円未満	46,900円	46,000円		
D15	330,000円未満	48,300円	47,400円		
D16	350,000円未満	49,700円	48,800円		
D17	370,000円未満	51,100円	50,200円		
D18	397,000円未満	52,600円	51,700円		
D19	397,000円以上	55,600円	54,700円		

- ・市町村市民税所得割額は、「市民税・県民税課税証明書」や「給与所得等に係る市町村市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」等の市民税（県民税部分は除く）の所得割額欄の金額から確認いただけます。（保育料算定の基準となる市民税所得割額の計算には、住宅ローン控除、寄付金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除は適用されません。控除前の金額で計算してください。）

- ・「標準時間認定」は最長11時間まで、「短時間認定」は最長8時間までの保育認定区分です。どちらに該当するかは支給認定証をご確認ください。
- ・確定申告又は住民税申告が未申告の場合、保育料が算定できないため必ず申告を行ってください。未申告の場合、保育料を最高階層（D19区分）とする場合があります。
- ・全国の政令指定都市で課税されている方の平成30年度以降の個人住民税については、税制改正に伴い、道府県から市へ税源移譲が行われたことから所得割の税率が6%から8%に変更となりましたが、保育料の決定については旧税率（6%）を元に算出した所得割額を使用します。
- ・保育料等は月額です。休園や月の途中で退所しても、保育料は1ヶ月分お支払いいただきます。
- ・世帯員の増減があった場合（結婚や離婚、祖父母等との同居や別居等）や兄弟の企業主導型保育施設・療育施設等の入（退）園、市民税額が更正された場合等は、保育料等が変更になる可能性があるため、保育課にお申し出ください。なお、保育料等は月の初日の状態で算定しますので、月の途中で保育料等に係る世帯状況の変更があっても、保育料の階層変更は提出月の翌月分からとなります。また、これらの理由で保育料等に変更が生じた場合でも、現年度内の保育料等に限り変更となります。
- ・里親等の世帯については、保育料等の階層が変わりますので、児童委託証明書その他の養育関係にあることを証する書類を、保育課までご提出ください。
- ・保育料が変更になった場合は、原則変更月の20日頃に保育所を通じて通知します。
- ・延長保育料及び保育料以外の諸経費等は保育所によって異なるので、希望する保育所へ直接お問い合わせください。

## ・利用者負担額（保育料）の軽減について

多子世帯、ひとり親世帯及び在宅障がい者世帯について、利用者負担額を軽減する制度があります。

①から順に該当するかどうかご確認ください。

	対象案件	利用者負担額		子どもの数え方
①	◎ひとり親世帯・在宅障がい者世帯 かつ ◎世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満	第1子	半額	○生計が同一の兄弟を算定対象とする ・年齢制限なし ・別居でも可（生計同一のみ）
		第2子以降	無料	

↓①に該当しない方は②に該当するか確認

②	◎世帯の市民税所得割額の合計が57,700円未満	第1子	全額	○生計が同一の兄弟を算定対象とする ・年齢制限なし ・別居でも可（生計同一のみ）
		第2子	半額	
		第3子以降	無料	

↓②に該当しない方は③に該当するか確認

③	◎2人以上の児童が保育所等に在籍している ・「保育所等に在籍※1」とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事	1人目	全額	○同一世帯で保育所等に在籍している、就学前の児童のみを算定対象とする
		2人目	半額	
		3人目以降	無料	

業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合を指します。  ・上記の保育園等のうち、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所以外に在籍の場合、預け先の在園証明書を提出してください。		
---	--	--

↓④に該当するか確認（①～③に該当する方も④に該当する場合があります。）

	対象案件	利用者負担額	子どもの数え方		
④	◎令和7年4月1日現在3歳未満の第3子以降の児童がいる  ※多子世帯保育料軽減申請書の申請が必要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">3人目以降</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> </table>	3人目以降	無料	○生計が同一の子どもを算定対象とする  ・年齢制限なし ・別居でも可（生計同一のみ） ・毎年度要申請
3人目以降	無料				

・別居のきょうだいを算定対象とするためには、住民票及び生計が同一であることがわかる書類の添付が必要となる場合があります。

・延長保育利用料は軽減の対象外です。

・上記は、令和6年9月現在の軽減制度です。今後国・県の施策等により内容が変更となる可能性があります。

### ・食材料費（給食費）について

保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、各施設で異なります。

・給食費については、主食費、副食費から成り、主食費はごはん、パン、麺類等に要する費用、副食費はおかず、おやつ、牛乳、お茶等に要する費用となります。

・0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様については、保育料の中に給食費分が含まれています。新たな負担はありません。

### ○副食費徴収免除（3～5歳児）について

・給食費については、年収360万円未満相当世帯のお子様（P2の①及び②に該当する世帯）と施設（対象施設は上記※1）を同時に利用している第3子以降のお子様（多子カウント方法は、2号認定のお子様については、小学校就学前までの最年長のお子様を第1子としてカウントします。）のいずれかに該当する場合、副食費が免除されます。対象者については、市より通知させていただきます。

### ◆副食費免除対象者・対象範囲

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
生活保護・非課税・里親・年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
上記以外	給食費保護者負担		副食費免除

## ・利用者負担額等（保育料）の切替え時期について

毎年9月に保育料等の決定に係る市民税の所得割額の参照年度を切替えます。

令和7年									令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度市民税所得割額により算定 (令和5年中の収入で算定)					令和7年度市民税所得割額により算定 (令和6年中の収入で算定)						

## ・利用者負担額（保育料）の通知について

### ◆保育所へ新たに入所する方

入所する月の前月20日頃までに決定し、通知にてお知らせいたします。ただし、スケジュールは変更になる場合があります。また、他の区市町村で課税されている場合は通知が遅れることがあります。

### ◆保育所へ通所中の方

年2回通知をします。4月から8月分の保育料通知が3月下旬頃、9月から翌年3月分の保育料通知が8月下旬頃に届きます。

## ・利用者負担額（保育料）等の納入方法

・保育料は、納期限までに納入してください。期限に納付しない場合は法令等に基づき、就労先、金融機関等への調査や差押え等の滞納処分を行う場合があります。

### ◆保育所を利用する場合

・利用者負担額（保育料）は口座振替により市に納入していただきます。入所承諾通知に同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、ご利用の指定金融機関の窓口で口座振替の手続きを行ってください。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行にあるゆうちょ銀行指定の用紙で手続きしてください。

・保育料の振替口座は保護者名義の口座に限ります。（児童名義の口座は不可）

・口座振替による納入日は毎月月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。残高不足の場合は、後日納付書払いとなります。

公立保育所 3歳未満児の保育料、3歳以上児の給食費が口座振替

私立保育所 3歳未満児の保育料が口座振替（市）となります。3歳以上児の給食費は各施設で徴収します。

### ◆認定こども園（保育部）、地域型保育施設（小規模・事業所内）を利用する場合

・保育料の納入先は各施設・事業者です。

・納入方法、納入日などは各施設・事業者へ直接お問い合わせください。

【2024.9】